

# 指定一般相談支援 重要事項説明書

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定並びに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第27号）」第5条の規定に基づき、本事業所の概要や提供するサービスの内容その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項をサービス利用希望者に対して説明するものです。

## 1. 指定地域相談支援を提供する事業者について

法人の名称	株式会社ソーシャルワーク和
法人の所在地	栃木県宇都宮市駒生1-6-6
法人の電話番号	028-648-5457
法人のFAX番号	028-307-0029
法人の代表者	代表取締役 阿部 和史
法人の設立年月日	令和3年9月1日

## 2. 事業所の概要

### (1) 事業所の所在地等

事業所の名称	ソーシャルワーク和
栃木県指定事業所番号	指定地域移行支援、指定地域定着支援 0930100649（指定を受けた後に付与される事業所番号）
指定年月日	令和4年9月1日
事業所の所在地	栃木県宇都宮市駒生1-6-6
事業所の電話番号	028-648-5457
事業所のFAX番号	028-307-0029
通常の事業の実施地域	宇都宮市

## (2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	株式会社ソーシャルワーク和が設置するソーシャルワーク和（以下「事業所」という）において実施する指定一般相談支援事業（以下「指定一般相談支援」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定一般相談支援事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な地域移行支援及び地域定着支援（以下「地域相談支援」という）を提供することを目的とします。
運営方針	<ol style="list-style-type: none"><li>① 事業所は、地域移行支援の実施にあたって、施設や病院等に長期入所、入院していた者が、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を、適切かつ効果的に実施するものとします。</li><li>② 事業所は、地域定着支援の実施にあたって、居宅において単身で生活する障害者等、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者に対し、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の必要な支援を、適切かつ効果的に実施するものとします。</li><li>③ 指定一般相談支援事業の運営にあたっては、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関連機関との連携を図り、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に行うものとします。</li><li>④ 事業者は、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立った指定一般相談支援の提供に努めるものとします。</li><li>⑤ 事業者は、自らその提供する指定一般相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとします。</li><li>⑥ 前五項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第27号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとします。</li></ol>

### 3. 事業所の職員体制

職種	職務内容	人員数
管理者	従業者の管理、指定地域相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。また、従業者に関係法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	1名
相談支援専門員	その他の従業者に対する技術的指導及び助言を行います。また、自らも基本相談支援、指定地域移行支援、指定地域定着支援の業務を行います。	常勤1名
地域移行支援・地域定着支援を担当する者	<p>【基本相談支援】 障害者等からの相談に応じ、情報の提供等を行い、市町村や障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。</p> <p>【指定地域移行支援】 障害者支援施設や精神科病院等にいる障害者が、地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の支援を行います。</p> <p>【指定地域定着支援】 居宅において単身で生活する障害者等との常時の連絡体制を確保し、緊急の事態への対処等を行います。</p>	常勤1名

### 4. 事業所の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとなります。ただし、12月29日から1月3日を除きます。
営業時間	午前9時00分から午後5時00分までとなります。
その他	上記の営業日、営業時間のほか、利用者の1人暮らしに向けた体験的な宿泊や緊急の事態への対処等を行うため、利用者との常時の連絡体制を確保して対応します。

### 5. 主たる対象者

- (1) 身体障害者 (18歳未満の者を除く)
- (2) 知的障害者 (18歳未満の者を除く)
- (3) 精神障害者 (18歳未満の者を除く)
- (4) 難病対象者 (18歳未満の物を除く)

## 6. 指定地域移行支援の提供方法及び内容

(1) 地域移行支援計画を作成します。

【計画作成までの流れ】

利用者に面接して、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を確認します。その上で、利用者の希望する生活や課題等の把握を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、適切な支援内容を検討します。

支援内容の検討結果を基に、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、地域移行支援の目標及びその達成時期等を記載した地域移行支援計画の原案を作成します。

障害者支援施設や精神科病院等における担当者等を招集して地域移行支援計画の作成に係る会議を開催し、地域移行支援計画の原案の内容について意見を求めます。

地域移行支援計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、地域移行支援計画を利用者に交付します。

(2) 地域移行支援計画を基に、次のサービスを提供します。

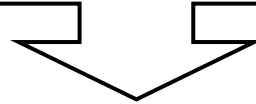
<p>相談及び援助</p>	<p>利用者に面接し、利用者の心身の状況等を確認した上で、利用者が地域における生活に移行するための活動に関する相談に適切に応じるとともに、障害者支援施設や精神科病院からの外出に同行し、必要な支援を行います。</p> <p>※面接又は同行による支援は、概ね1週間に1回行うものとし、少なくとも、1ヶ月に2回行います。</p>
<p>障害福祉サービス事業の体験的な利用</p>	<p>利用者の心身の状況等に応じて、地域における生活に移行するための障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援）の体験的な利用を行います。</p>
<p>1人暮らしに向けた体験的な宿泊</p>	<p>利用者の心身の状況等に応じて、利用者との常時の連絡体制を確保しつつ、地域における生活に移行するための単身での生活に向けた体験的な宿泊を行います。</p>

## 7. 指定地域定着支援の提供方法及び内容

(1) 地域定着支援台帳を作成します。

【台帳作成までの流れ】

利用者に面接して、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を確認します。その上で、利用者が地域において日常生活を営む上での課題等の把握を行い、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の支援を適切に行えるよう備えます。



支援内容の検討結果を基に、利用者の心身の状況、その置かれている環境、緊急時において必要となる家族、利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等の関係機関の連絡先その他の利用者に関する情報を記載した地域定着支援の台帳を作成します。

(2) 地域定着支援台帳を基に、次のサービスを提供します。

常時の連絡体制の確保等	利用者の心身の状況及び障害の特性等に応じ、適切な方法により、利用者との常時の連絡体制を確保します。また、利用者の居宅への訪問等を行い、利用者の状況を把握します。
緊急の事態への対処等	緊急の事態が生じた場合には、速やかに利用者の居宅への訪問等による状況把握を行い、利用者の家族、利用者の利用する障害福祉サービス事業者等その他の関係機関との連絡調整、緊急の場合における一時的な滞在による支援等の措置を講じます。

## 8. 利用料金

地域相談支援利用料	厚生労働大臣が定める基準額を支給決定市町村より代理受領します。なお、代理受領した利用料の額については、利用者へ通知します。
-----------	---

## 9. サービスの提供の記録

本事業所では、指定地域相談支援を提供した際、提供日、内容その他の必要な事項を記録し、利用者の確認を受けております。また、利用者が他の指定相談支援事業所の利用を希望する場合その他利用者からの申出があった場合には、指定地域相談支援の実施状況等に関する書類を交付します。

## 10. 緊急時・事故発生時の対応

利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講じるほか、ご家族等へ速やかにご連絡いたします。また、利用者に対する指定地域相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 11. 苦情を受け付けるための窓口

### (1) 当事業所の苦情・要望の受付窓口

受付窓口	窓口担当者 苦情解決責任者 受付日 受付時間 電話番号 FAX番号	相談支援専門員 阿部 和史 相談支援専門員 阿部和史 月曜日から金曜日。ただし、12月30日から1月3日、8月14日、8月15日を除く。 午前8時30分から午後5時30分 028-648-5457 028-307-0029
第三者委員	村井クリニック 電話番号 法律事務所栞 電話番号 あすなる事務所 電話番号	医師 村井 邦彦 028-621-1541 弁護士 石田 弘太郎 028-615-2255 税理士 恩田 佳枝 028-674-3387

また、苦情受付ボックスを事務所前に設置しています。

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関又は栃木県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

宇都宮市 保健福祉部 障がい福祉課	所在地 受付日 受付時間 電話番号 FAX番号	宇都宮市旭1-1-5 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分 028-636-2366 028-636-0398
栃木県運営適正化委員会	所在地 受付日 受付時間 電話番号 FAX番号	栃木県宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内 月曜日から金曜日 午前9時から午後4時 028-622-2941 028-622-2316

## 12. 虐待の防止のための措置

本事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

### (1) 虐待の防止に関する責任者の選定

虐待防止に関する責任者	相談支援専門委員 阿部 和史
-------------	----------------

### (2) 成年後見制度の利用支援

### (3) 苦情解決体制の整備

### (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

## 13. 秘密の保持と個人情報の保護について

事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由もなく、第三者に漏らしません。

事業所は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者と雇用契約の内容とします。

令和 年 月 日

指定一般相談支援の提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項の説明を行いました。

事業者

(所在地) 栃木県宇都宮市駒生 1-6-6

(名称) 株式会社ソーシャルワーク和

(代表者) 代表取締役 阿部 和史 印

説明者

(事業所) ソーシャルワーク和

(職氏名) 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定一般相談支援の提供にあたり、重要な事項の説明を受け、同意しました。

利用者

(住所)

(氏名) 印

利用者は、身体の状態等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

代筆者

(住所)

(氏名) 印

(続柄)

# 個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することを同意します。

## 記

### 1 使用する目的

事業者が、指定計画相談支援の提供にあたり、障害福祉サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合。

### 2 使用にあたっての条件

個人情報の提供は、上記1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

### 3 個人情報の内容

- ・ 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者が相談支援を行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報。
  - ・ 認定調査票、主治医意見書、障害程度区分認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）
  - ・ その他の情報
- ※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

令和 年 月 日

ソーシャルワーク和 管理者 阿部 恵理子 あて

利用者

<氏名> \_\_\_\_\_ 印

<住所> \_\_\_\_\_

代理人

<氏名> \_\_\_\_\_ 印

<住所> \_\_\_\_\_

<続柄> \_\_\_\_\_